

## 医療法人制度の概要

## 目次

1	医療法人制度の趣旨	1 p
2	医療法人の形態	1 p
3	医療法人の置くべき機関	1 p
4	社団の構成員	1 p
5	社団の役員（理事及び監事）	2 p
6	資産の要件	6 p
7	基金	6 p
8	医療法人の業務範囲	7 p
9	定款	8 p
10	設立総会	9 p
11	設立認可の申請	9 p
12	設立認可後に行うこと（設立登記等）	9 p
13	医療法人の遵守事項	10 p
14	解散及び残余財産の処分	11 p
15	合併	12 p
16	分割	12 p

## 1 医療法人制度の趣旨

医療事業の経営主体が、医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、それによって、私人による医療機関の経営困難を緩和することにあります。

## 2 医療法人の形態

社団たる医療法人と財団たる医療法人の二つの形態があります（医療法第39条）。

社団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的とした人の集合体に法人格が付与されたものです。

なお、平成19年4月の医療法改正により、持分の定めのある法人は設立できなくなりました。

財団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的として寄附された財産に法人格が付与されたものです。

## 3 医療法人の置くべき機関

社団たる医療法人は、社員総会、理事、理事会及び監事を置かなければならず、財団たる医療法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません（厚生労働省通知「医療法人の機関について」（平成28年3月25日付け医政発0325第3号））。

## 4 社団の構成員

### (1) 社員

社団たる医療法人とは、複数の人が集まって構成された団体であり、その構成員を社員と言います（従業員ではありません）。

社員は、法人運営にあたっての重要事項に関する議決権及び選挙権を一人1個有しており（医療法第48条の4第1項）、出資割合等に応じて議決権数を与える旨の定款の定めは、効力を有しません。

また、社員は、合議体型の最高意思決定機関である社員総会の構成員となるため、原則として、3名以上置くことが適当です。

なお、医師又は歯科医師が一人又は二人常時勤務する診療所を開設・運営する、いわゆる「一人医師医療法人」も設立可能となっていますが、社員や役員が一人でもよいとする趣旨ではないことにご留意ください。

また、医療法により原則として医療法人の営利性が否定されているこ

とから、営利を目的とする商法上の会社は、出資等を行うことは可能ですが、社員となることはできません。

なお、営利法人以外の法人が社員となることは可能ですが、社員の内法人である者は持分を保有することはできません（厚生労働省通知「医療法人の機関について」平成28年3月25日付け医政発0325第3号）。

## (2) 社員総会

社団医療法人の最高意思決定機関であり、主に次の事項について議決します。

ア 定款の変更

イ 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）

ウ 毎事業年度の事業計画の決定又は変更

エ 収支予算及び決算の決定又は変更

オ 重要な資産の処分

カ 借入金額の最高限度額の決定

キ 社員の入社及び除名

ク 医療法人の解散

ケ 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

コ 理事及び監事の選任・解任

社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければなりません。

また、社員総会の議事については、書面又は電磁的記録により、所定の内容を議事録として記録し、保存しなければなりません（厚生労働省通知「医療法人の機関について」（平成28年3月25日付け医政発0325第3号））。

なお、Web会議、テレビ会議、電話会議などの方法による開催も可能ですが、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同様の相互に十分な議論を行うことができるという環境にあることが必要であり、議事録においても、その旨を記述することが適当です。

## 5 社団の役員（理事及び監事）

法人の業務執行を担う役員を理事といい、業務及び資産状況を監督する役員を監事といいます。

## (1) 理事

医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行に係る決定に参画するとともに、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実にその職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うなど、その職責は重大であることから、名目的に選任することは適当ではありません。

また、当該医療法人が経営する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者は、原則として、理事に加えなければなりません（医療法46条の5第6項）。

### ①理事の義務（主なもの）

#### ・忠実義務

（法令、定款、社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務）

#### ・善管注意義務

（民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務）

#### ・競業及び利益相反取引の制限

（ア.自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引、イ.自己又は第三者のためにする医療法人との取引、ウ.医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引、を行う場合には理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けること及び取引後にその報告が必要）

なお、医療法人との利益相反行為を行う際は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が準用され、理事会の承認を得る必要があり、不動産登記が必要な場合、法務局等から、利益相反取引を承認した際の理事会の議事録署名人が所官庁に届出された役員であることの証明を求められます。

#### ・社員総会における説明・報告義務

（社員から説明又は報告を求められたとき）

#### ・監事に対する報告義務

（法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき）

### ②理事の責任（主なもの）

#### ・法人に対する損害賠償責任

（任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任）

#### ・第三者に対する損害賠償責任

(職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任)

### ③理事長

理事のうち、法人を代表し、その業務を総理する者を理事長といい、原則として、医師又は歯科医師であることが必要です（医療法第46条の3第1項）。

理事長は、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するほか、3ヶ月に1回以上、事故の職務の状況を理事会に報告する義務があります（定款に定めた場合は、毎事業年度2回以上に緩和することが可能です）。

### ④理事会

理事会は、すべての理事で構成し、次に掲げる職務を行います。

- ア 本社の業務執行の決定
- イ 理事の職務の執行の監督
- ウ 理事長の選出及び解職
- エ 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- オ 多額の借財の決定
- カ 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- キ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- ク その他定款に定める事項

なお、社員総会同様、Web会議、テレビ会議、電話会議などの方法による開催も可能であり、その取り扱いも同様です（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第3項第1号かっこ書き）。

## (2) 監事

監事は、当該医療法人の理事または法人の職員を兼ねることはできません（医療法第46条の5第8項）。また、財務諸表を客観的に監査しうる者を選任する必要があります。

監事の職務は、次のとおりです（医療法第46条の8）。

- ア 医療法人の業務を監査すること
- イ 医療法人の財産の状況を監査すること
- ウ 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること
- エ 上記ア又はイによる監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを知事、社員総会又は理事会に報告すること

オ 上記エの報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること

カ 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること

キ 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること（医療法第46条の8の2）

なお、職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載の場合も同様です（医療法第48条）。

### （3）欠格事由

次のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることはできません（医療法第46条の5第5項において準用する第46条の4第2項）。

ア 法人

イ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ ウに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

また、医療法人の非営利性の観点から、医療法人との間に取引関係のある営利法人の役職員が、医療法人の役員に就任することは原則として認められません（厚生労働省通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（平成5年2月3日付け総第5号・指第9号）」）。

### （4）役員数

原則として理事を3名以上、監事を1名以上置くこととされています（医療法第46条の5）。

なお、役員の定数に上限はありませんが、業務を行わない理事を置くなど、いたずらに定数を増やすことは適当ではありません。また、そのような理事に過大な報酬を与えることは剰余金配当の禁止（医療法54条）に抵触するおそれがあります。将来的に業務量の増加が見込まれる場合であっても、現時点で必要十分な役員定数を定款で定めるものとし、増員の必要性が明らかになった時点で、改めて定款を変更することとしてください。

また、理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合、1ヶ月以内に補充しなければなりません。

## 6 資産の要件

### (1) 資産

医業経営の確実性を担保するため、施設や設備、資金等、必要な資産を有している必要があります（医療法第41条）。

医療法人の土地、建物等は、法人所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場合でも、その契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものであれば差し支えありません。

### (2) 賃貸借契約の引継ぎ

個人が開業医として賃借していたものを、医療法人が引き続き賃借することは差し支えありません。なお、この場合、所有者から承認を得る必要があります、契約期間について長期かつ確実であることが必要です。

### (3) 役員が有する土地、建物等の賃貸借又は購入

当該医療法人の役員が有する土地、建物等を、当該医療法人に対して出資、基金拠出または寄贈することなく、当該医療法人が賃貸借又は購入することも可能です。

なお、その対価が著しく割高である場合、医療法54条で禁止されている役員に対する剰余金の配当とみなされ、その反対に著しく割安である場合は当該医療法人に対する贈与とみなされますので、簿価又は固定資産評価額を元に算定した額など、近隣、類似のものと比較して妥当といえる価額を設定する必要があります。

### (4) 運転資金

設立時点で保有すべき運転資金について具体的な定めはありませんが、2か月以上に相当する額を有することが適当です。なお、この資金については現金・預金のほか、医業未収金等、確実に収入することが見込まれる額を含むことができます。

なお、設立しようとする医療法人が一人医師法人で、かつ、個人で経営している診療所の経営実績が相当期間ある場合は、保有すべき運転資金について制限はありません。

## 7 基金

平成19年4月の医療法改正により、持分の定めのある法人は設立できなくなったことから、社団たる医療法人を設立するための資金調達手段の一つとして、基金制度を採用できるようになりました（医療法施行規則第30条の37）



及び第30条の38)。

基金とは、法人の設立等にあたり拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して、双方の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負うものであり、劣後債権に類似するものです。

基金に関する手続きの概要は、次のとおりです。

- (1) 拠出者の権利に関する規定及び返還の手続きを定款で定める。
- (2) 基金の募集事項等の通知を行う。
- (3) 申込者から基金引受の申込を受ける。
- (4) 申込者に対して基金の割当の決定を行う。
- (5) 法人と申込者の間で基金拠出契約書を締結する。
- (6) 申込者から基金の払込を受ける。

また、基金を返還する場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として貸借対照表上の純資産の部に計上する必要があり、代替基金は取り崩すことはできません。

社会医療法人や特定医療法人は基金制度を用いることはできませんので、基金制度を採用した医療法人が、社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする場合には、基金を拠出者に返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要になります。

基金制度の詳細については、厚生労働省通知「医療法人の基金について（平成19年3月30日付け医政発第0330051号）」を参照してください。

なお、医療法人に対する資金等の拠出方法として、必ずしも基金による必要はありません。基金によらない場合は、返還義務のない財産の寄付（寄贈）によることとなります。

## 8 医療法人の業務範囲

医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の運営といった本来業に支障がない限り、定款の定めるところにより、次に限定的に掲げられている付帯業務を行うことができます（医療法第42条各号）。

- (1) 医療関係者の養成又は再教育
- (2) 医学又は歯学に関する研究所の設置
- (3) 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設
- (4) 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾

病予防運動施設)

- (5) 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）
- (6) 保健衛生に関する業務（保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務又は国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務に限る。）
- (7) 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- (8) 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

なお、収益業務（厚生労働大臣が定める業務）については社会医療法人以外できません。

また、法令等及び定款（寄付行為）に規定する業務以外は、収益業務であるなしにかかわらず一切行うことができないので、御留意ください。

詳細については、厚生労働省通知「医療法人の附帯業務について（平成19年3月30日付け医政発第0330053号）」を御確認ください。

## 9 定款

定款は、法人の組織、運営等に関する基本を定めたものです。医療法人の定款には、次の事項を定めなければなりません（医療法第44条）。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所
- (4) 事務所の所在地
- (5) 資産及び会計に関する規定
- (6) 役員に関する規定
- (7) 理事会に関する規定
- (8) 社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
- (9) 解散に関する規定
- (10) 定款の変更に関する規定
- (11) 公告の方法
- (12) 医療法人設立当初の役員

医療法人の定款作成に当たっては、医療法令等の諸規定を遵守する観点から、厚生労働省が示す定款例に準拠してください。

また、定款を作成するときは、設立時社員が共同して作成し、全員が署名または記名押印する必要があります（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条第1項）。

## 10 設立総会

社団たる医療法人を設立する際は、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定する必要があります。

- (1) 医療法人の設立の趣旨承認
- (2) 社員の確認
- (3) 定款の承認
- (4) 拠出(寄附)申込み及び設立時の財産目録の承認
- (5) 初年度及び次年度分の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 役員及び管理者の選任
- (7) 設立代表者の選任
- (8) 診療所の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認
- (9) その他の必要事項

また、設立総会の議事については、議事の概要を議事録として作成し、確実に保存しなければなりません。

なお、設立しようとする医療法人が一人医師法人の場合、設立総会議事録の作成を、設立趣意書の作成に代えることが可能です（厚生省通知「医療法人制度の運用について」（昭和63年12月21日付け健政発750号））。

## 11 設立認可の申請

医療法人を設立しようとする場合は、医療法人設立認可申請書に必要な関係書類を添えて、設立代表者名で知事あて申請し、医療審議会の諮問を経た上で、知事の認可を得る必要があります（医療法第44条）。

## 12 設立認可後に行うこと（設立登記等）

医療法人は、法務局に対する設立登記の完了をもって成立します。

設立認可を受け、基金の払込みその他設立に必要な手続きが終了した日から2週間以内に主たる事務所を管轄する法務局に登記の申請をしなければなりません（組合等登記令第2条）。

登記後、医療法人登記届（様式第43号）に医療法人の登記事項証明書を添付して、所管の保健所へ遅滞なく届出を行ってください。

また、当該医療法人に帰属すべき財産のうち、登記、登録等をすべきものについては、遅滞なく移転登記等の手続きを行う必要があります。

個人で開設していた病院等については開設者が医療法人となりますので、個人立の病院等の廃止手続きを行うとともに、新たに医療法人を開設者とする開設許可手続きを、所管の保健所に対して行う必要があります。

### 13 医療法人の遵守事項

医療法人は、医療提供体制の主たる担い手であるとともに、患者等から選択される立場にあることから、自主的な運営基盤の強化を図るとともに、提供する医療の質の向上及び運営の透明性の確保を図る必要があります（医療法第40条の2）、この観点から、各種届出等の遵守が求められています。

#### (1) 登記事項の届出

医療法人が、組合等登記令の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を遅滞なく知事に届け出なくてはなりません。

設立登記以外の主な登記事項は次のとおりです。

- ・資産総額の変更
- ・理事長の変更
- ・定款（寄附行為）変更認可による登記事項の変更
- ・事務所の所在地の変更

#### (2) 役員変更の届出

役員に変更があったときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく知事に届け出なくてはなりません。

#### (3) 定款又は寄付行為の変更に係る認可申請

定款又は寄付行為の変更は、知事の認可を受けなければその効力を生じません。ただし、変更事項のうち、事務所の所在地又は公告の方法については、届出事項となります。

#### (4) 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当が禁止されています（医療法第54条）。

収益が生じた際は、施設の整備、法人職員の待遇改善等に充てるほか、積立金として留保します。

また、次のような行為は配当類似行為（事実上の利益の分配）として禁止されています。

#### (配当類似行為の例)

- ・近隣の土地建物の賃借料と比較して著しく高額な賃借料の設定
- ・当該医療法人の収入等に応じた定率賃借料の設定
- ・過大な報酬や著しく割安な賃借料の設定等、役員等に対する不当な利益の供与 など

#### (5) 事業報告書等の届出

医療法人は、毎会計年度の終了後3月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書（以下、「事業報告書等」と言います。）及び監事の監査報告書を知事に届け出なければなりません（医療法52条）。

#### （6）書類の整備・閲覧

医療法人は、定款又は寄付行為、事業報告書等及び監事の監査報告書を主たる事務所に備え置き、その社員若しくは評議員または債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなりません（医療法51条の4）。

また、知事は、定款又は寄付行為、事業報告書等及び監事の監査報告書について、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければなりません（医療法52条）。

#### （7）経営する診療所等の経営情報等の報告

医療法人は、自らが経営している病院、診療所の経営情報等を、毎会計年度の終了後3月以内に知事に報告しなければなりません（医療法69条の2第2項）。

なお、この経営情報については、（6）の対象外であり、主たる事務所への備え置きや閲覧提供の必要はありません。

### 14 解散及び残余財産の処分

次に掲げる事由により解散します（医療法55条）。

- （1）目的たる業務の成功の不能
- （2）社員総会の決議
- （3）他の医療法人との合併
- （4）社員の欠亡
- （5）破産手続開始の決定
- （6）設立認可の取消し
- （7）定款をもって定めた解散事由の発生

なお、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほかは、定款の定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって省令で定めるもののうちから選定した者に帰属します（医療法第44条第5項）。また、定款に定めるところにより処分されないものについては、知事の認可を受けて処分等を行う必要があります。

また、上記（1）または（2）による解散は、医療審議会の諮問を経て、知事の認可を受けなければ、解散の効力は生じません（医療法第55条第7項）。

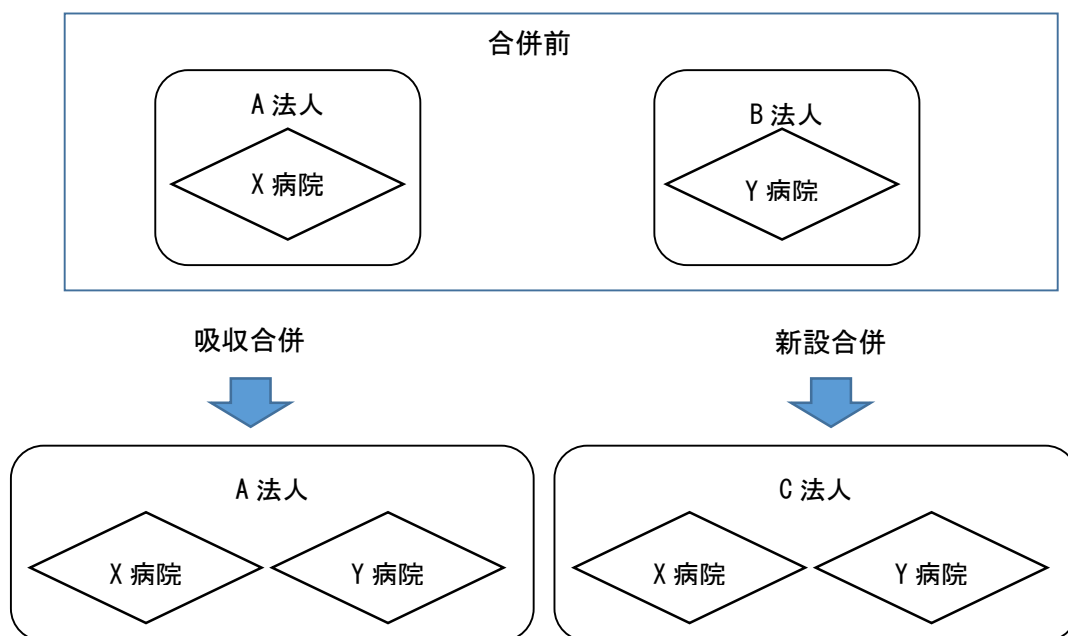
## 15 合併

医療法人は、他の医療法人と合併することができ（医療法第57条）、合併をするときは、合併契約を締結する必要があります。

社団たる医療法人は、合併契約について総社員の同意を得なければなりません。また、財団たる医療法人は、寄付行為に合併をすることができる旨の定めがあり、理事の3分の2以上の同意を得ることで初めて合併することができます。

合併には、吸収合併と新設合併があります。

- ・吸収合併…医療法人が他の医療法人とする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併後存続する医療法人に承継させるものを言います（医療法第58条）。
- ・新設合併…2以上の医療法人がする合併であって、合併により消滅する医療法人の権利義務の全部を合併により設立する医療法人に承継させるものを言います（医療法第59条）。



なお、医療法人の合併は、医療審議会での諮問を経た上で、知事の認可を受けなければ、その効力を生じません。

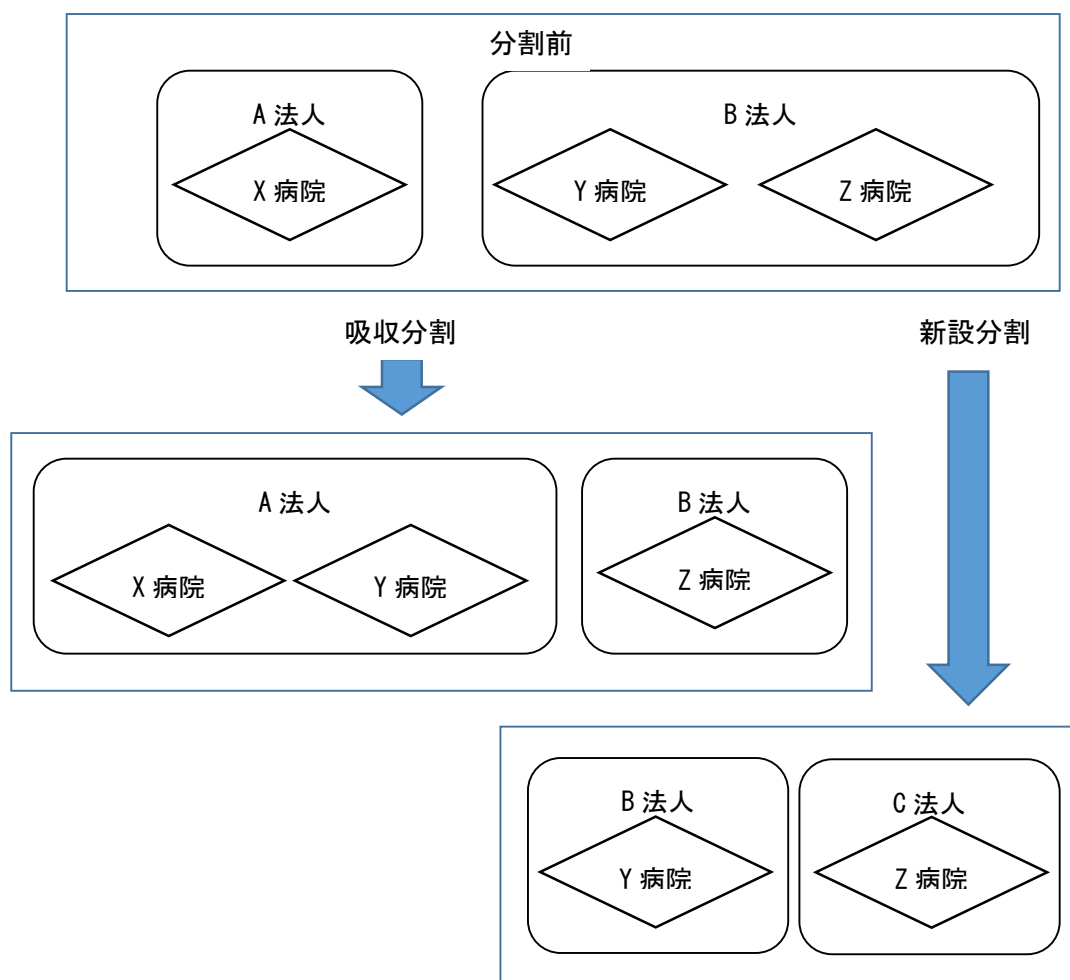
## 16 分割

社会医療法人を除く医療法人は、分割することができ、吸収分割をする場合は吸収分割契約を締結しなければならず、新設分割の場合は、新設分割計画を作成しなければなりません。

社団たる医療法人は、吸収分割契約又は新設分割計画について総社員の同

意を得なければなりません。また、財団法人たる医療法人は、寄付行為に分割をすることができる旨の定めがあり、理事の3分の2以上の同意を得ることで初めて分割することができます。

- ・吸収分割…医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割後、他の法人に継承させることを言います。
- ・新設分割…1または2以上の医療法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に承継させることを言います。



なお、医療法人の分割は、医療審議会での諮問を経た上で、知事の認可を受けなければ、その効力を生じません。